

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 4 年度 第 3 回 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業専門部会
「議事要旨」

開催日時	令和 4 年 10 月 27 日（金） 午前 9 時 33 分～午前 11 時 45 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員(定数 3 人) 石井利江子 宗野隆俊 労働者代表委員(定数 3 人) 大江彰宏 豊田孝次 平塚雄二 使用者代表委員(定数 3 人) 小西哲也 田中秀康 西田保夫 事務局 4 人 矢野労働基準部長、松島賃金室長、 神崎室長補佐、高津衛生専門官
主要議題	滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<p>・労使各側委員の主張概要</p> <p>労側委員の主張</p> <p>精密機械器具・電気機械器具製造業の賃金実態について、現行の特定(産業別)最低賃金額 939 円以下の賃金実態を見た場合、男女間格差は男性 1 に対して女性 4 倍の人数となっている。県内他の 3 件の産業と比較しても、精密機械器具・電気機械器具製造業の男女間の賃金格格差は最大となっている。現時点で、B ランク他県の引上げ額の平均額の提示も考えたが、先に結審した自動車・同附属品製造業専門部会の結審額や一般機械器具製造業専門部会の結審額から考えれば、全会一致は得られないものと考えている。</p> <p>以上から、全会一致が得られるのならば、「26 円」の引き上げを提示する。根拠は、男女間の賃金格差を是正するため、本年実施の「令和 4 年度賃金改定状況調査・第 4 表①一般パートの賃金上昇率」製造業の女性 B ランクの賃金上昇率は 2.7%であり、$2.7\% \times 939 \text{ 円} = 25.353 \text{ 円}$(端数切上げ)となる。</p> <p>使側委員の主張</p> <p>業況的には、一般機械器具製造業最低賃金と同額の引上げ額が妥当であると考えているものの、当該産業の申出が労働協約ケースであることを重視し、一般機械器具製造業最低賃金の結審額 25 円にプラス 1 円の「26 円」引上げ 965 円で合意した。</p>

- ・全会一致で結審し、専門部会報告を作成する。

引上額 26 円となる時間額 965 円で専門部会報告書を作成し、滋賀地方最低賃金議会に報告。

最低賃金審議会例第 6 条第 5 項を適用していないため、令和 4 年 11 月 1 日開催の滋賀地方最低賃金審議会で審議、答申予定。